

# 海外『腐敗防止法』の徹底比較と対策

ー日本、イギリス、アメリカ、中国、インド、インドネシア、ベトナム、ブラジル、タイ、ミャンマー、シンガポール、マレーシア、フィリピンーの各国を取り上げます

## 《開催要領》

●日 時● 2014年9月3日(水) 13:00~17:00

●会 場● 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

### 講師

三宅・山崎法律事務所

弁護士・国際化支援アドバイザー 中山達樹 氏



**講師紹介**  
1998年東京大学法学部卒業。2007年三宅・山崎法律事務所入所。2010年シンガポール国立大学ロースクール(アジア法専攻)修了。2010~2011年にはシンガポールのDrew & Napier 法律事務所に勤務。2013年中小機構国際化支援アドバイザー。『シンガポールの紛争解決(民事訴訟・商事仲裁)』、『アジア労働法の実務 Q&A』をはじめ海外進出(主として新興国)に関する著書論文、また講演実績多数。

## 《開催にあたって》

経済のグローバル化に伴い、日本企業も積極的に海外に進出するにつれ、海外でのトラブルに遭遇する件数も増加し、リスク管理の重要性が増しております。近時においては、各国における腐敗防止規制が強化される流れにあり、日本企業の関係者が海外当局に摘発されるケースも相次ぐようになってきています。

本セミナーでは、こうした現状をふまえ、ビジネス上重要な拠点となる 13 カ国の「腐敗防止法」を取り上げて、法令の解説、国ごとの比較、また日本企業としての対応策を解説いたします。

《申込書》一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

FAX:03-5215-0951

\*申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

\*申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■受講料:1名(税込・資料代含)

正会員 32,400円(本体価格 30,000円) 一般 35,640円(本体価格 33,000円)

141410-0303 海外『腐敗防止法』の徹底比較と対策			
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属	職 職	
E-mail			

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。( [TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問] )

※お申し込み後のキャンセルはお受けいたしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 31Mビル2F

# 海外『腐敗防止法』の徹底比較と対策

9/3  
(水)

13:00

## 1. 腐敗防止規制強化の世界的潮流

### (1) 海外の現状

- ・海外(特にアジア)の汚職構造
- ・「汚職」「賄賂」というネガティブ・イメージ?
- ・海外各国における最近の規制強化の動き

### (2) 海外(特にアジア)における汚職リスクとは?

## 2. 日・英・米の海外腐敗防止法の徹底比較・検討

### (1) 適用範囲の違い

### (2) 「商業賄賂」とは?

### (3) 外国公務員贈賄罪(日本)、FCPA(米)、Bribery Act(英)の詳細

## 3. 各国の汚職防止法の徹底比較・検討

### (1) 以下各国の法令、規制当局、刑罰その他の横断的比較

中国、インド、インドネシア、ベトナム、ブラジル、タイ、ミャンマー、シンガポール、マレーシア、フィリピン

### (2) 各国の最近の動きその他日系企業が注意すべき点を詳解

## 4. 日系企業がとるべき腐敗防止法対策

### (1) まず現状の認識から

### (2) 企業風土変革に向けて

### (3) 外国公務員贈賄罪、FCPA、Bribery Actへの具体的対策

## 5. 海外子会社・関連会社の適切な管理方法

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

17:00

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。